

○争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月11日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 争議の行われる日時

令和7年3月24日午前8時30分以降、4月末日まで

2 争議行為の行われる場所

みどり病院（所在地岐阜市）、華陽診療所（同）及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場

3 争議行為の概要

前項記載の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。